

国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程に関する実施要領

令和7年10月28日
文部科学省
高等教育局長決定

1. 趣旨

我が国の成長を支える人材を育成するため、その基盤となる大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要である。このためには、より多くの優秀な外国人留学生を多様な国及び地域から受け入れ、日本人学生が国内にしながら多様な価値観や文化等を持つ他者と切磋琢磨し、課題解決に向けて協働することを学ぶ環境を構築する必要がある。また、日本人学生が優秀な外国人留学生と共に学び合う国際色豊かな教育環境を実現することにより、日本人学生が海外留学を志す動機付けにもつながる。

他方で、収容定員充足率の超過に対して、各種ペナルティが存在することにより、大学等が、日本人学生と比較して入試合格後の実際の入学率の予測が困難な外国人留学生の採用に消極的にならざるを得ないことについて大学等から改善が要望されており、教育未来創造会議の第2次提言（令和5年4月）や中央教育審議会の「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月）においても、外国人留学生受入れのための収容定員管理の改善をすることが提言された。

そのため、「大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」（平成15年3月31日文科省告示第45号。以下「認可基準告示」という。）第1条第4項及び国際けん引学部等の認定等に関する規程（令和7年文科省告示第112号。以下「認定規程」という。）に基づき、グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学・短期大学・高等専門学校（以下、大学等という。）がより積極的に受け入れられるよう、大学設置基準等現在の大学等関係制度との整合を図ることに留意しつつ、研究セキュリティへの対応等外国人留学生受入れを含めた国際化のための体制が十分に整備されている大学等の学部等を対象として、一定の要件の下、有識者委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で文部科学大臣が「国際競争力けん引学部等」を認定し、認定学部等における収容定員充足率の上限については、認可基準告示第1条第4項を適用する。なお、我が国のグローバル人材の育成に向けては、学生数の確保のみを目的とした安易な外国人留学生の受入れは避けなければならないことに、留意が必要である。

2. 通則

認定規程に基づく国際競争力けん引学部等（認定規程第1条に規定する国際競争力けん引学部等をいう。以下同じ。）の認定等については、認定規程のほか、本要領及び「国際競争力けん引学部等」の認定等の審査要領に定めるところにより行うものとする。

3. 認定の基準

国際競争力けん引学部等の認定の基準は、次のとおりとする。

<対象>

- ・ 大学の学部（外国人留学生を編入学により受け入れている場合を含む）
- ・ 短期大学の学科
- ・ 高等専門学校の学科

<対象外>

- ・ 大学院の研究科
- ・ 定員抑制分野である医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成に係る学部等
- ・ 対象となる大学等のうち申請の日において認定を受けようとする学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更し

た後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に1年を加えた年数）を経過していないもの

＜機関としての要件＞

認定のための審査を受けるためには、次に掲げる事項が、認定規程第1条第1号から第4号に掲げる基準に適合することを証する書類（様式2）において明らかにされていること。

- （1）認定を受けようとする学部等を置く大学等が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- （2）認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の直近の機関別認証評価において適合認定を受けていること。専門職大学における学部も本制度の対象となるが、専門職大学においては、機関別認証評価に加えて分野別認証評価についても適合認定を受けていること。
- （3）認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前3年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
大学等の設置者として行った法令違反等をいう。ただし、役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものについてはこれに含まれるものとする。
 - ② 財政状況が健全でなくなったこと。
「財政状況が健全でない」とは、以下の要件全てに該当することをいう。（国公立の大学等は除く。）
 - その設置者の申請の日の属する年度の前3か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。
 - その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- （4）認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の属する年度及び前2か年度の各年度において次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 5月1日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。以下同じ。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。以下同じ。）の数の割合（当該割合の小数点以下2位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）が、認可基準告示第1条第1項第3号で定める水準（同条第3項に規定する学部等及び同条第5項に規定する外国に設ける学部等にあつては、当該各項の規定により同号の規定を読み替えて適用するものを含む。）以上となったこと。
 - ② 5月1日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が、0.9倍未満となったこと。

＜申請計画書（様式3）に記載すべき事項＞

- （5）次に掲げる事項が、申請計画書（様式3）において明らかにされていること。
 - ① 当該申請に係る大学等における外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。以下同じ。）の適切な受入れ環境の整備及び教育研究活動の水準の向上に必要な取組
具体的には、以下の取組を指す。記載に当たっては、審査要領の別添を参照しながら、具体的に記載すること。
 - 外国人留学生のアドミッションにおいて、真に修学を目的とし、その目的を達するための十分な学力や学修の意欲等を有しているかを適切に判定していること。
 - 日本人学生と外国人留学生の多文化共修環境の整備を進めていること。

- 外国人留学生に対する修学や生活面での支援を行っていること。
- 外国人留学生の就職・定着に向けた支援や卒業後の進路に係る支援を行っていること。
- 適正な在籍管理を実施していること。
「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）（令和7年4月23日付7高参国第14号）」において依頼している外国人留学生の適切な受入れや在籍管理を徹底していること。「改善指導対象校」及び「在籍管理非適正校」に指定されていないこと。
- 大学設置基準等の考え方に基づき、認可基準告示第1条第1項第3号で定める水準を超過した学生数に応じた必要な教育研究環境（教育研究実施組織や校地、校舎等の施設、設備等）を確保した上で、適切な計画を作成すること。（収容定員の上限は、認可基準告示第1条第1項第3号で定める水準を原則とすること。）
- 自律的に国際業務を支える財務構造があること。
国公立立いずれの設置者であっても、外国人留学生の受入れ拡大に伴う体制整備を行うため、外国人留学生の授業料等を含む財政的基盤を有している（又は有する見込みがある）こと。なお、令和6年3月に国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部が改正され、国立大学における外国人留学生の受入れのための環境の整備その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、標準額に関わらず、外国人留学生の授業料等を設定できることに留意すること。

医歯薬理工農情報獣医学部等を置く国公立大学においては、以下の取組についても記載すること。

- 機微技術流出防止のための安全保障貿易管理に係る適切な組織が整備されていること。外為法に基づく安全保障貿易管理の内部規程が整備され、該非判定の責任者及び方法などが定められていること。
- 研究インテグリティ・セキュリティ確保のための体制が整備されていること。
「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）において求めている、利益相反・責務相反に関する規程及び管理体制の整備等の取組を行っていること。

② 当該申請に係る学部等に在籍する学生の総数に対する外国人留学生の数の割合の目標及び当該目標を達成するための方法
目標は以下のいずれも含むこととする。

- 申請の日の属する年度の5月1日時点における外国人留学生割合から10%以上の増加を達成すること。申請の日の属する年度の5月1日時点における外国人留学生割合が既に10%以上である場合は、現在の外国人留学生割合を鑑みて妥当な目標を設定すること。
- 本制度は、各種のペナルティが存在することにより、入試合格後の実際の入学率の予測が困難な外国人留学生の採用に消極的にならざるを得ない課題を解消するために設けられたものであり、大学等の学部等が外国人留学生の受入れを拡大していく過程で認可基準告示第1条第1項第3号に定める収容定員充足率の上限を一時的に超えることを許容する趣旨で設けられた制度であること、及び日本人学生の数の増加を想定した制度ではないことに留意すること。
- 申請の日の属する年度の翌年度から15年以内に目標を達成するための具体的な方法が明らかにされていること。

③ 外国人留学生の出身の国及び地域の多様性の確保のための方法

- 多様性の確保のため、特定の国及び地域からの外国人留学生の比率が極端に高く均

衡を欠く状態とならないようにすること。

- 多様性の確保にあたっては、例えば、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年4月）において受入れを強化することとされているインド、東南アジア、G7諸国からの外国人留学生の増加を戦略的に考慮すること。

- ④ ①～③以外の、当該申請に係る大学等の国際競争力の向上を図るための取組。大学等が掲げる国際競争力の向上に向けて策定している具体的なビジョンや中長期的な計画の概要を記載すること。

4. 認定の申請

認定を受けようとする学部等を置く大学等の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）は、申請書（様式1）に申請計画書（様式3）その他別に定める書類（様式2等）を添えて申請するものとする。申請募集の時期は、インターネットの利用その他の適切な方法により別途知らせる。

5. 認定の手続等

- （1）文部科学大臣は、4の申請があった場合には、高等教育局長の下に置かれた委員会の意見を聴いて、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。7（1）の規定により認定するときも同様とする。
- （2）認定は、11の規定により認定を取り消されるまでの間、その効力を有する。

6. 公示

文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。7（2）の規定による変更の届出があったとき並びに11（1）又は（2）の規定により認定を取り消したときも同様とする。

7. 申請計画書の内容変更

- （1）認定を受けた学部等を置く大学等は、7（2）の規定に定める事項を除き、4の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。再度文部科学大臣の認定が必要な変更とは、認定した学部等の再編や認定計画における受入れ目標の変更といった、認定した事実との連続性が失われる程度の重大な変更を指す。
- （2）認定を受けた学部等を置く大学等は、4の申請計画書に記載した事項のうち、申請計画書の大幅な変更でない変更（認定を受けた学部の再編を伴わない名称変更や、当該学部内の学科名の変更等）を行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- （3）申請した書類の内容に影響しない誤字脱字等の修正等の軽微な変更については、この限りでない。
- （4）上記いずれの場合であっても、申請計画書の変更が見込まれる場合、すみやかに文部科学省に相談しなければならない。

8. 実施状況報告書等

- （1）認定を受けた学部等を置く大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後1か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。大学等は、実施状況報告書において、収容定員充足率、外国人留学生の割合や多様な国及び地域からの受入れ状況等、4の申請計画書に記載した事項について、毎計画年度の状況を報告することとする。

- (2) 認定を受けた学部等を置く大学等は、インターネットの利用により(1)の実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのURLを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

9. 報告の徴収等

文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う4の申請計画書に記載した事項の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

10. 措置の要求

文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う4の申請計画書に記載した事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。「4の申請計画書に記載した事項の適正な実施のため必要があると認めるとき」は、3に掲げる認定基準において求めている取組を実施しなくなった場合等を指す。

11. 認定の取消し

- (1) 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等から、認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。
- (2) 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
- ① 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - ② 7(1)の規定により認定を受けなければならない事項を同規定の認定を受けないで変更したとき。
 - ③ 7(2)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 9の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は9の調査に応じなかったとき。
 - ⑤ 10の規定による措置をとらなかったとき。
 - ⑥ 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備並びに教育研究活動等の状況の公表が不十分であるとき。
 - ⑦ 認定を受けた後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。
 - ⑧ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
 - ⑨ 財政状況が健全でなくなったとき。
 - ⑩ 収容定員の数に対する学生数の割合が、認可基準告示第1条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項第3号で定める水準以上となったとき又は0.9倍未満となったとき。
 - ⑪ ⑥から⑩までに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。
- (3) 文部科学大臣は、11(2)の規定により認定を取り消すに当たっては、有識者の意見を聴いて、行うものとする。なお、取消しに当たっては、有識者の意見に基づいて、取消しを受けた年度及び翌年度以降1年以上5年以内の間に相当と認められる期間、以下の事項が発生することに留意すること。
- 11(2)の事由により認定の取消しを受けた学部等については、本制度への申請ができないこと。
 - 11(2)の事由により認定の取消しを受けた学部等を置く大学等については、国際化拠点整備事業費補助金や留学生交流のための奨学金への申請ができないこと。
- (4) 学部等のうち、国立大学又は私立大学については、大学等の信用を失墜する行為等があったとして、国立大学法人運営費交付金又は私立大学等経常費補助金が減額又は不交付

となる可能性があることに留意すること。

12. 問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付企画係

電話：03-5253-4111（内線2060）

メールアドレス：kotokokukikaku@mext.go.jp

(2) スケジュール

（令和7年度）

令和7年10月～11月	申請募集
令和7年12月～令和8年1月	審査
令和8年2月	結果通知
令和8年4月	特例適用開始

（令和8年度以降）

4月～5月上旬	申請募集
5月中旬～7月	審査
8月	結果通知
次年度4月	特例適用開始

附 則

この実施要領は、令和7年10月28日から施行する。